

# 大和市立大野原小学校いじめ防止基本方針

令和5年度

## 1 いじめの防止等に関する基本的な考え方

### (本校のいじめ防止に関する基本的な姿勢)

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、ほかの児童に対して行われるいじめを認識しながら放置することが無いよう、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行います。

また、家庭や地域、関係機関との連携を大事にし、児童が多くの人々と関わり、多くの目で見守られるよう学校を中心としたコミュニティー作りに努めます。

### (いじめの禁止)

本校児童は、どんな理由があってもいじめを行ってはけません。

### (学校及び職員の責務)

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習やその他の活動に取り組むことができるように、保護者・地域住民他関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合には、適切かつ迅速にこれに対処し、再発防止に努めます。

## 2 いじめの防止等に関する内容

### (1) いじめの未然防止のための取組み

- ・ 児童の豊かな情操と道徳心を培い、心の通うコミュニケーション能力の素地を養うため、すべての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図ります。
- ・ いじめを許さないという集団づくりに努めます。
- ・ 児童が自主的に行ういじめ防止に資する活動を支援します。
- ・ 交流活動や行事、ボランティア活動等を通して保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を深め、地域で児童を見守る体制づくりに努めます。
- ・ いじめは決して許されないという共通認識に立ち、全職員がいじめの態様や特質等について校内研修や職員会議を通して共通理解を図り、組織的に対応します。
- ・ 児童の少しの変化も見逃さず、見守っていくために、校務の効率化をはかり、児童と関わる時間を多くするように努めます。

### (2) いじめの早期発見のための取組み

- ・ いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対する定期的な調査を次のとおり実施します。
  - ① 児童に対するアンケート調査 年2回(6月、11月)
  - ② 個人面談や懇談会を通じた学級担任による保護者からの聴き取り 年2回(1学期、12月)

- ・ 児童・生徒及び保護者がいじめに係る相談が行うことができるよう相談員、教育相談コーディネーターを配置し、相談体制の整備を行います。
- ・ 報告相談アプリ「STANDBY」（5・6年生）や、大和市青少年相談室・外部機関などいじめ相談窓口の紹介
- ・ 毎月の職員会議や職員打合せの時間に、児童指導に関する情報交換の時間をとります。
- ・ 「仲間・心」部会にて、次のことを行います。
  - ① 相談・通報のあった事案や、児童指導に関する情報共有
  - ② いじめ防止等の取組内容の検討、基本方針・年間計画作成
- ・ 児童指導事案について、担任は学年主任・学年団で共有し、重大事案につながりそうな事案については、児童支援中核教諭、管理職に報告します。
- ・ いじめの防止のための対策等に関する情報提供を行ったり、いじめ認知に関わる啓発のための時間を設けたりして、いじめの防止等に関する職員の資質向上を図ります。

### （3）いじめの早期解消のための取組み

- ・ いじめを見た、またはその疑いがある行為を見た場合は、すぐにいじめをやめさせます。
- ・ いじめに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認をします。
- ・ いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、いじめを受けた児童・保護者に対する支援と、いじめを行った児童への指導とその保護者への助言を継続的に行います。
- ・ いじめを受けた児童が安心して学習するために必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、いじめた児童に対し、一定期間別室等において学習を行わせるなどの措置を講じます。
- ・ いじめを見ていた児童にも自分の問題として捉えさせ、誰かに知らせる勇気を持つよう指導します。
- ・ はやし立てたり、同調したりしている児童に対しては、それらの行為がいじめに加担する行為であることを理解させるよう指導します。
- ・ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、市教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処します。

※ 「いじめが解消している状態」とは、次の2点の要件を満たしていることとします。

- ① いじめを受けた子どもに対する行為（インターネットを通じて行われるものも含む）が止んでいる状態が3ヶ月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性から、学校判断によりさらに長期の期間を設定することができます。
- ② いじめを受けた子どもがいじめ行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。子ども本人及び保護者との面談等で確認します。

### （4）インターネット上のいじめへの対応

発信された情報が急速に広がってしまうこと、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて発信される情報の特性をふまえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し、児童及び保護者が効果的に対処できるように、教員向けに情報モラル研修会を行うとともに、保護者向けの情報モラル講演会を行い、啓発に努めます。

### 3 「いじめ防止対策会議」の設置

重大事案と疑われる相談・通報や事実確認があった場合には、「いじめ防止対策会議」を緊急開催します。

#### (1) 「いじめ防止対策会議」の構成

管理職、児童支援中核教諭、教育相談コーディネーター、該当児童担任・学年主任

※ 検討事項や事案内容に応じて、依頼可能な第三者の参加を柔軟に検討し、校長が任命する場合があります。

#### (2) 活動内容

- ・いじめ事案への対応検討・決定
- ・いじめ事案の報告

### 4 重大事態への対処

いじめにより、児童の生命・心身又は財産に重大な被害が生じた場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている等の疑いがある場合は、市教育委員会を通じて市長に報告し、市教育委員会と協議の上、「いじめ調査委員会」を設置し、迅速に調査に着手します。

#### (1) 「いじめ調査委員会」の構成について

・管理職、児童支援中核教諭、教育相談コーディネーター、担任、学年主任、仲間・心推進部、市教委担当指導主事

※ 事案内容により構成員については大和市教育委員会と協議の上、校長が任命します。

※ 構成員については、専門的知識及び経験を有する者等の第三者の参加を図り、当該調査の公平性・中立性を確保するよう努めます。

#### (2) 活動内容

- ・発生した重大事態のいじめ事案に関する調査
- ・調査によって明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童やその保護者に対して、適時・適切な方法での提供・説明
- ・大和市教育委員会への調査結果報告

### 5 その他

いじめを隠蔽せず、いじめの実態把握及びいじめに対する措置を適切に行うため、次の3点を学校評価項目に加え、適正に自校の取組みを評価します。

- ・いじめの未然防止のための取組みに関すること
- ・いじめの早期発見の取組みに関すること
- ・いじめの再発を防止するための取組みに関すること